

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。
住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。
さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。
つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答	介護保険料については、3年ごとに策定する「介護保険事業計画」に基づき、介護サービスにかかる費用の総額から、65歳以上の人が負担する金額を算出しています。また、保険料算定の段階の設定は国基準の基準に沿っており、第1段階から第3段階までの保険料は公費により減額もされています。低所得者への画一的な減免は、制度趣旨からして適当ではないため、介護保険料の引き下げ及び第1段階・第2段階の免除は考えていません。
----	--

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答	介護保険制度では、公費及び介護保険料から運営しています。現行制度の対象者は、納付すべき保険料の額の100分の25に相当する額が減免となることから十分な減免額であると考えており、変更予定はありません。
----	---

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答	低所得者への利用者負担軽減について、国の基準に従って実施しています。
----	------------------------------------

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

回答	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金を実施しています。
----	---

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

回答	要支援1または要支援2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人(事業対象者)が利用できるサービスであり、必要な方は継続的なサービス利用が可能となっています。報酬単価については、国の報酬改定に従います。
----	---

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

回答	現在当市は特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業の対象ではありません。
----	---

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

回答	例外給付を含め国の基準に従って実施しています。
----	-------------------------

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

回答	市のレベルで財政支援等を行うことは適切でないと考えます。
----	------------------------------

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

回答	介護施設等については、市民ニーズなどを勘案しながらサービスの需給などを見込んで策定した介護保険事業計画により、必要量を見込んでいます。
----	---

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

回答	特別養護老人ホームの特例入所は、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき事業所が適正に判断していると把握しています。また、他のサービスでは対応できないなどの事情により特例的に認められるものである旨、市ホームページに掲載しています。
----	---

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回答	令和5年度から介護支援専門員の定着の促進及び介護サービスの質の向上を図るため対象の研修又は試験の受講者への一部経費を補助する「犬山市介護人材育成等支援補助金」を運用しています。
----	--

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

回答	介護事業所の人員配置は、関係法令等で定められています。各事業所では関係法令遵守のもと運営されており、事業所毎に実情が異なる点や介護人材の不足の観点に加え、市域を超えた利用が可能な点からも、市のレベルで財政支援等を行うことは適切でないと考えます。
----	--

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答	各事業所では関係法令遵守の下運営されていると把握しており、市での対応は予定していません。なお、今後の国の動向等を注視していきます。
----	---

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

回答	事業所との連絡会や実地指導を通して、勤務実態を把握できる体制にあるため、現在、夜勤体制について実態調査を行う予定はありません。
----	---

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

回答	令和3年度から加齢性難聴者を対象に犬山市難聴高齢者補聴器購入費助成事業を開始し、運営しています。なお、無料検診事業に関しては現在実施予定はありません。
----	---

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

回答	高齢者や障害者が自立した日常生活を営めることを目的に、対象者の方へタクシー券を交付し、タクシー基本料金分の助成を行っています。また、令和6年度からは、これまでの85歳以上の方に加え、75歳～84歳で、自動車運転免許を保有していないかつ世帯全員が住民税非課税の方へも基本料金助成を行っています。さらに、令和7年度からは、世帯全員が住民税非課税の85歳以上の方へは、タクシー利用料金基本助成と併用できる500円チケット(最大 24 枚綴り 12,000 円分)の利用料金助成を行っています。
----	---

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

回答	国の認知症基本計画を踏まえ、令和7年度ニーズを把握するため一般高齢者向け、介護保険サービス利用者等市民への実態調査及び個別聞き取り調査等を実施し、令和8年度に計画を策定するよう進めています。
----	---

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

回答	認知症等の者並びにその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため認知症高齢者等個人賠償責任保険制度を設けています。本保険制度は、任意加入であり加入者自身の負担で運用することが適正であると考えているため現在のところ無料実施は考えていません。
----	--

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

回答	現在、アウトリーチとして、70歳、76歳全員にフレイル対策の一環として、認知症チェック票を実施し、認知症リスクが認められる方には訪問による状況把握をし、必要な場合には医療機関への受診勧奨をしています。 認知症対策としての「検診による早期発見」は、検診の有効性や費用、協力医療機関及び精密検査ができる専門機関の確保など様々な課題があるため、先行自治体の状況もみながら検討していきたいと考えています。
----	---

(7)第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

回答	策定委員会の議事録、アンケート調査内容及び結果等については犬山市公式ホームページにて公開しております。また策定委員会の傍聴も実施しております。住民の意見を募るためのパブリックコメントを実施する予定です。
----	---

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

回答	将来必要と見込まれる介護サービスの需要については、年齢人口ごとの介護サービス利用率や要介護認定状況などを用いて予測を実施し計画策定を進めております。
----	--

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

回答	障害高齢者日常生活自立度A1以上の方は障害者控除の対象となります。要介護認定者については、要介護認定資料を基に障害の程度を確認し、障害者控除の対象者として認定します。対象者の方には「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付しています。
----	--

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答	令和8年度の国民健康保険税については、令和8年度から始まった「子ども・子育て支援金分」の課税は行いましたが、従来の後期高齢者支援金分を引き下げ、全体の税負担額については据え置きとしました。 今後も適切な国保財政の運営に努めていきます。
----	--

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

回答	国民健康保険事業基金については、現在も国民健康保険税率等の激変緩和策のために活用しています。
----	--

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答	現在、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額制度では、世帯主及びその世帯の被保険者の合計所得が一定額以下の場合には、均等割及び平等割を減額(7割・5割・2割)しています。 また、当市の国民健康保険税の減免制度は、世帯主が生活保護を受給している場合、所得が激減した場合、長期療養している場合、雇用保険を受給している(失業した)場合、災害により障害者となった者や家財等の損害を受けた者等に対しての減免制度があります。 なお、地方税法では、国民健康保険税を含めた地方税の減免を「天災その他特別の事情がある場合」において減免できると定めており、単に総所得金額等が一定金額以下の者というような一定の枠によって減免の範囲を指定することはできないとされています。
----	--

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答	令和8年6月5日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険制度の子どもに係る均等割保険料(税)の5割軽減の対象が、令和9年4月1日より「18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者」まで拡充される予定です。 今後も国の動向を注視し、実施に向け遅滞のないよう準備していきます。
----	---

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

回答	2026(令和7)年国民生活基礎調査では、全世帯の平均所得金額が575万2千円(中央値は451万円)であり、1000万円は全世帯の平均所得金額の1.7倍以上(中央値では2倍以上)の所得があるため、改善は考えていません。
----	---

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

回答	特別療養費については、納付相談等に向かい応じようとしめない場合や、納付相談等において取り決めた国民健康保険税納付方法(金額)を誠実に履行しない場合等、納付相談等を通じても対応が不可能であると認められる場合に限り適用しています。
----	---

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

回答	滞納者については生活状況や財産調査を行い、生活実態を無視したような徴収や差押え等を行っていません。 また、徴収や滞納処分については、法令を遵守し、適正に行っています。
----	--

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

回答	滞納者の差押えについては、②にも記載したとおり法令を遵守し、適正に行っています。
----	--

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

回答	国民健康保険制度は小規模な保険者も多く、また、加入者の年齢構成が高いことや所得水準が低いという傾向があるため、財政運営が不安定になるという課題がありました。 その課題を解消するため、平成30年度の国保改革で愛知県も保険者として位置づけられ、県内の保険給付を管内の全市町村の保険者、被保険者で支え合う仕組みとなりました。 この仕組みを維持していくため、受益と負担の公平性の観点から国民健康保険料(税)の統一は進めていく必要があると考えます。
----	---

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

回答	国民健康保険料(税)減免制度の検討については、現時点の減免制度を基に、(2)①後段の考えを考慮しながら検討していきたいと考えます。
----	---

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

回答	国民健康保険法上、所得補償としての傷病手当金・出産手当金制度は任意給付です。 両手当を創設した場合の財源は主に国民健康保険税になるため、財政基盤の弱い国民健康保険での創設は困難です。
----	--

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

回答	平成22年度より、災害や事業の休廃止及び生活保護基準額の1.3倍以下の世帯等に対し一部負担金の減免制度を導入しています。
----	--

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答	一部負担金の減免制度の周知については、医療機関、全被保険者への通知等により行っています。
----	--

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

回答	令和6年12月2日より、医療機関等を受診する場合はマイナ保険証の利用を基本とする仕組みになっています。 ただし、高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方については、マイナ保険証を所持している場合でも、申請により資格確認書を交付しています。
----	---

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

回答	国が定める基準に基づき生活保護を実施しているため、市独自の支援は行いません。
----	--

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

回答	生活保護の申請書類については、本庁舎1階の情報コーナーで閲覧できるほか、福祉課の窓口で配布をしています。
----	--

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

回答	生活に困窮している方の相談の案内を市のホームページに掲載しています。
----	------------------------------------

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答	住居のない方が生活保護申請をした場合に、他自治体にたらいまわしすることはありません。直ちにアパートなどに入居することは現実的に困難ですので、一時的に無料低額宿泊施設に入所していただき、その後に居宅生活が可能な方であればアパート等に入居していただいています。
----	--

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

回答	高齢者世帯や傷病世帯等の熱中症予防が特に必要とされている者がいる世帯で保護開始時にエアコンが設置されていない場合は、エアコンの設置費用が支給されることを案内しています。また、保護開始後にエアコンの購入が必要になった場合は、社会福祉協議会の貸付を案内しています。
----	--

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

回答	扶養照会は厚労省通知を鑑み、扶養が期待できる方へ行っています。
----	---------------------------------

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

回答	生活保護制度上、自動車の使用については、生活用品としての使用は認められていませんが、障害者が自動車以外での通院が困難な場合等に容認することができます。その場合、自動車の処分価値が低いことも要件となりますが、いずれにしても個別事情を鑑み検討しておりますので、一律的な対応で生活保護が受けられなくなるということはありません。
----	--

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

回答	以前からケースワーカーの担当世帯数は国の標準を下回っており、不足はしていませんでしたが、令和7年度からは生活保護相談件数が増加していることを受け、ケースワーカーを1名増員しています。
----	---

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

回答	現在、女性のケースワーカーは配置していませんが、女性の相談員を対象者が希望する場合は、課内の女性職員（保健師）と共に対応しています。
----	--

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答	任用の際に有資格者が配置できない場合は、中央福祉学院が実施している社会福祉主事資格認定通信課程の講座を受講し、有資格者の配置に努めています。ケースワーカーには正規職員を配置しており、外部委託は行っていません。
----	--

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

回答	現在、就労支援員を正規職員として配置はしていませんが、過去に査察指導員や生活保護業務経験のある会計年度任用職員を配置しています。
----	--

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

回答	国の通知に基づき適切に対応を行います。
----	---------------------

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

回答	自立相談支援事業については令和6年度より委託としていますが、庁舎内に自立支援相談機関を設置し、福祉課の後方支援および生活保護担当と連携することで関係機関と円滑な連携が図れるよう配慮しています。また、当市では重層的支援体制整備事業を令和6年度から実施しており、どの窓口から入った相談でも、属性に関わらず一旦受けとめ、関係機関につなぎ、情報共有していくしくみづくりをしています。
----	---

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

回答	当市において必要と判断している事業を実施しています。
----	----------------------------

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

回答	生活困窮者への手当の支給を行う意向はありませんが、必要に応じて社会福祉協議会との連携、生活保護の案内を行っています。
----	--

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

回答	市独自でエアコン購入費等への助成を行う意向はありませんが、社会福祉協議会が実施する各種貸付け等を案内するなど必要な情報提供を行っています。
----	---

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してくだ

さい。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

回答	当市では、これまでに子ども医療費助成制度の18歳年度末までの対象者拡大や、精神障害者医療制度の一般疾病への助成拡大等、福祉医療制度を拡充してきました。しかし、愛知県では、かつて所得制限の導入等について検討されたことがあり、当市としては引き続きその動向や周辺市町の状況を注視しつつ、必要に応じて制度の見直しを検討していきます。 なお、入院時食事療養の標準負担額につきましては、現在のところ助成対象とする予定はありません。
----	--

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

回答	当市では、令和4年4月より子ども医療費助成制度の全額助成を18歳年度末まで拡大しました。
----	--

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

回答	自立支援医療対象者については、平成18年4月から自立支援医療受給者証所持者に対して、精神疾患通院の自己負担額の全額を補助しています。
----	--

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答	令和4年10月より、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げが行われており、これにより市の財政負担が急増することから、周辺市町の動向を注視しつつ、制度の見直しを含めた検討をしていかなるを得ない状況にあり、住民税非課税世帯の窓口負担を無料とする予定はありません。
----	---

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答	妊産婦の保険診療における自己負担分を助成する妊産婦医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策の一環として展開すべきと考えています。
----	---

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答	昨年度実施していたこどもの生活・学習支援事業は、より地域のニーズに即した内容で実施するため他課へ移管し実施しています。児童・生徒の居場所や学習機会の提供という役割もある子ども食堂の取組への支援については、市の公共施設利用時の減免措置を実施しています。
----	---

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

回答	母子保健機能と児童福祉機能の両機能で一体的に相談支援を行うことができるよう、人員配置等必要な支援体制を整えています。
----	--

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答	令和2年度に対象を拡大し、生活保護基準額の1.4倍未満相当となっています。
----	---------------------------------------

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

回答	卒業アルバム代は従前より支給しています。オンライン学習通信費は令和3年度から支給内容に追加しています。
----	---

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

回答	申請は、学校、学校教育課窓口のどちらでも受け付けており、令和5年度からはオンライン申請ができるようにしています。年度途中の申請が可能なことは、常時案内をしています。
----	--

★(3)義務教育無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

回答	これまで犬山市独自の施策として、小学校1.2.6年生、中学3年生、第3子以降の子を対象に給食費無料化を実施しています。今年度においては、交付金や補助金を利用し、全小中学校の給食費を無料化しています。
----	---

- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

回答	義務教育全体の無償化は、継続的に多額の財源確保が必要となることから財政負担が極めて大きいため、現時点では、実施が困難であると考えます。なお、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給しています。
----	---

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

回答	給食費を無償としているのは、国の基準に基づく対象者で、国の副食費免除に加え、市単独で主食費分もあわせ給食費全額を免除しています。また、本市の施策である「多子・多胎世帯子育て支援施策」において、第3子以降であれば、第1子、第2子の年齢に関係なく就学前児童の給食費を無償としています。
----	--

- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

回答	市内全保育所においては自園調理を実施しています。
----	--------------------------

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

回答	1歳児についてはすでに5対1で実施しています。改正にあたっては、民間保育所とも情報共有しながら進めていきます。
----	---

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

回答	少子化や施設の老朽化、保育ニーズの状況も踏まえ、統廃合や民営化も含め市全体の整備計画を基に進めていきます。育休退園については、令和8年4月から廃止しています。
----	---

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設

の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

回答	愛知県の指導監査実施要領に基づき、実地調査をしています。監査を行う際は、必ず保育士を配置しています。
----	--

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

回答	国の制度に基づき市条例で定めた基準等をもとに、実施状況を随時確認していきます。市単独補助については、財源確保につき、国、県の補助があるものを活用していきます。
----	---

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

回答	現に必要とされるサービスの提供を優先しているため、現在のところ手当の増額は考えておりません。
----	--

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

回答	市内の事業者や当事者の要望により、施設整備を計画する法人等にニーズを伝えていきます。施設整備を計画する法人等には国県の補助金を得られるよう支援しています。
----	---

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

回答	障害福祉圏域内の施設整備状況と市内事業者や当事者の要望により、必要とする施設の整備を見極めます。引き続き、相談支援専門員や事業者と連携し実態把握に努めます。
----	--

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

回答	グループホーム運営費や家賃補助等につきましては、既に補助を実施しているところであり、物価高騰対策としての市独自の上乗せ等につきましては、現に必要とされるサービスの提供を優先しているため、現在のところ考えておりません。
----	--

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

回答	国の基準により給付します。職員体制の市独自の補助等につきましては、現に必要とされるサービスの提供を優先しているため、現在のところ考えておりません。
----	---

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

回答	福祉サービスを安定して提供するためにはヘルパーを含め福祉事業所で働く人材を確保することが必要であると認識しています。そのため、市内の事業者とハローワークと連携し合同企業相談会を開催し福祉人材の確保に努めます。
----	--

- 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してくだ

さい。

回答	個別状況を勘案し、必要な時間数を支給しています。
----	--------------------------

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

回答	市内の事業者や当事者の要望により、必要となる整備を進めます。
----	--------------------------------

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

回答	移動支援等の基本報酬につきましては、事業者からの要望により検討します。
----	-------------------------------------

④ 障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

回答	障害者自立支援協議会 子ども部会において、ライフステージの移行にもシームレスに対応できる支援体制の構築を進めており、乳児期から義務教育期まで福祉施策につながる仕組みを通じて実態把握に努めています。障害児施設は市内の事業者や当事者の要望により、必要となる整備を検討します。
----	---

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

回答	市独自の制度として、園の定員に空きがある場合に限り、保護者の就労要件等がなくても障害のある児童（3歳以上児のみ）が、入園することができる特別利用保育を実施しており、地域で通える場の場所の整備をしています。
----	--

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

回答	給食費の市独自の補助等につきましては、現に必要とされるサービスの提供を優先しているため、現在のところ考えておりません。
----	---

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

回答	「のぞまないセルフプラン」は現在のところありませんが、安定したサービス提供のため、引き続き相談支援専門員の増員に繋がるよう事業所へ働きかけていきます。障害児や家族が福祉制度につながるよう、引き続き関係機関と連携を図ります。
----	---

⑤ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

回答	障害福祉サービスについては、障害者手帳の新規交付時に窓口で個別に案内などを行っています。社会的孤立がおこらないよう、障害者基幹相談支援センター等による障害者の相談支援、民生委員や高齢者あんしん相談センターによる地域の見守りなどを実施しているところです。また、関係機関と連携し必要に応じ市職員も自宅訪問等で状況を確認しています。 障害福祉施設等での虐待認定したケースについては、原因を明らかにし、行政の改善指導に従い、事業者は虐待の再発防止に向けた具体的な改善計画書を作成します。改善計画に沿って事業が行われているかどうかは、行政や第三者委員などで確認しています。
----	--

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答	個別状況を勘案し、必要な時間数を支給しています。
----	--------------------------

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

回答	高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチン(定期接種)の自己負担は、非課税・生活保護世帯は無料、その他について尾北医師会管内統一で高齢者用肺炎球菌ワクチンは 3,500 円、带状疱疹ワクチンは不活化ワクチン 6,500 円/回×2、生ワクチン 2,500 円としています。非課税・生活保護世帯以外の無料化の予定はありません。
----	--

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

回答	带状疱疹ワクチンは、令和5年度より50歳以上に接種費用の2分の1(不活化ワクチン上限10,000円/回×2、生ワクチン上限5,000円)の助成を実施しています。 おたふくかぜワクチンの2回目、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについては、現在、自己負担無料の任意予防接種助成制度を設ける予定はありません。
----	--

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答	医療機関での産婦健診は、令和4年4月から健診回数を2回に拡充し2枚の受診券を交付しています。
----	--

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

回答	令和9年度から実施予定で検討しており、準備を行っております。
----	--------------------------------

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答	妊婦歯科健診としては、パパママ教室の中で年4回実施し、年2回の歯と口の健康センター事業の受診案内もしています。また、産婦に対しても4か月児健診の中で歯科健診を行っています。
----	--

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答	保健センターには常勤の歯科衛生士が1名配属されています。これまで退職による欠員補充がされており、充足計画に基づき採用は考慮されています。
----	--

9. 地域の保健・医療

- ① 公立病院の経営形態を維持してください。

回答	当市に公立病院はありません。
----	----------------

- ② 自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

回答	医療従事者の確保対策として尾北医師会が運営する尾北看護専門学校に対し運営費の補助をしています。
----	---

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ① 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

回答	国に対する国庫負担割合の引き上げについては、令和6年1月に開催された愛知県市長会議で議題として提出しています。 なお、全国市長会では、令和8年6月30日に、国民健康保険の国庫負担割合の引き上げ等、国保財政基盤の拡充・強化に向けた要請を、全国会議員及び関係府省等に行っています。
----	---

- ② マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

回答	マクロ経済スライドは、公的年金制度の長期的な給付と負担の均衡を保たせるとともに、将来の年金受給者の給付水準の確保等を図るために導入しているものと理解しています。 また、年金支給開始年齢の先延ばしや最低保障年金制度の早急な実施については、少子高齢化に伴う年金の財源問題があるとともに、最低保障年金制度では、現行制度と比べると低所得層には手厚いが、中高所得層は年金額が下がるという問題があると言われています。 市としては、現行の公的年金制度(年金の偶数月支給を含む。)に係る事務を適切に行いつつ、引き続き国の動向を見守っていきたいと考えます。
----	---

- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

回答	介護保険に関わる国庫負担分については、関係法令で定められています。
----	-----------------------------------

- ④ 介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

回答	介護事業所の夜勤を含めた人員配置は、関係法令等で定められています。各事業所では関係法令遵守のもと運営されており、市域を超えた利用が可能な点からも、市のレベルで財政支援等を行うことは適切でないと考えます。
----	---

- ⑤ 介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

回答	介護事業所の賃金面での処遇改善は、加算の見直しにより、現在全国で実施されているところです。また、職場環境などの環境面での処遇改善は各事業所における関係法令遵守のもとでの運営により成り立つものと考えます。
----	---

- ⑥ 加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

回答	令和3年度から加齢性難聴者を対象に犬山市難聴高齢者補聴器購入費助成事業を開始し、運営しています。
----	--

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

回答	当市では、令和4年4月より子ども医療費助成制度の全額助成を18歳年度末まで拡大しました。
----	--

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

回答	令和8年度より小学校に対する給食費の負担軽減対策が進められており、中学校においても実現化を期待しているところです。
----	---

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

回答	市内の事業者や当事者の要望により、施設整備を計画する法人等にニーズを伝えていきます。施設整備を計画する法人等には、国県の補助金を得られるよう支援しています。
----	--

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

回答	国民健康保険制度は、平成30年度から財政運営を県が主体となって行っています。 このため、新たな市町村国民健康保険への財政支援については、県主催の会議等を利用して要望していきます。
----	--

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

回答	令和3年度から加齢性難聴者を対象に犬山市難聴高齢者補聴器購入費助成事業を開始し、運営しています。
----	--

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

回答	当市では、令和4年4月より子ども医療費助成制度の全額助成を18歳年度末まで拡大しました。
----	--

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

回答	令和8年度より小学校に対する給食費の負担軽減対策が進められており、中学校においても実現化を期待しているところです。また、愛知県においては国に対して引き続き要望をしていただきたいと考えています。
----	--

⑤地域に必要な病床を確保してください。

回答	県が所管する尾張北部医療圏地域医療構想推進委員会において検討されるものと考えます。
----	---

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

回答	地域医療介護総合確保基金による愛知県の補助金制度を活用し、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する補助を実施しております。
----	--

以上